

第7期高松市高齢者保健福祉計画（素案）についてのパブリックコメント実施結果

本市では、平成30年2月1日（木）から2月14日（水）までの期間、第7期高松市高齢者保健福祉計画（素案）についてのパブリックコメントを実施しました。

いただきました御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

- (1) 意見総数 21件（6名）
- (2) いただいた御意見（要旨）とそれに対する市の考え方

※提出いただいた御意見は、趣旨の変わらない範囲で、簡素化及び文言等の調整をしています。

★ 第7期高松市高齢者保健福祉計画全般について

3件

圏域・地域の実態に即した重点課題及び施策の設定について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>重点課題や施策について、全市に共通するもの、日常生活圏域・地域包括支援センター管理地域単位で、実態から、特に重視すべきものがあると考えます。</p> <p>各圏域・地域ごとに、アンケート・調査を実施し、重点課題を洗い出し、実態に即した施策を策定することが必要と考えます。</p>	<p>本計画におきましては、計画策定前年度に実施したアンケート調査や、第6期計画の進捗状況を基に、本市全体の特徴や課題を洗い出し、施策を設定しております。</p> <p>また、このアンケート調査を日常生活圏域ごとに集計するとともに、地域コミュニティ単位（44地区）で開催される地域ケア小会議（計画素案 P98～99）等により、地域における課題の把握に努め、地域課題の解決策について検討を行うことにより、地域に必要な社会資源の開発や地域づくり等につなげることを目指しております。</p> <p>今後におきましても、御意見の趣旨も踏まえ、各圏域・地域の実態に応じた施策・事業の推進にも努めてまいりたいと存じます。</p>
施策や取組の記載方法について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>高松市の高齢者福祉政策を網羅的に列挙しているため、逆に特に力を入れて取り組みたいものが見えにくくなってしまっていると思う。</p>	<p>本市における個々の取組につきましては、広く市民の皆様に対し周知する意味合いから、第Ⅲ部プラン編（計画素案 P59～150）に網羅的に記載しております。</p> <p>また、重点的な取組につきましては、第Ⅱ部第1章「1 第7期計画における基本的な考え方」（計画素案 P51～52）に記載しております6つの視点に沿って、関連する各種施策・事業を推進してまいりたいと存じます。</p>

パブリックコメントの募集期間について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>パブリックコメントの募集期間が14日間では短い。せめて1か月は必要。</p>	<p>本計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして、国からその都度発出される関係法令の改正等に関する指針や通知等の内容を踏まえながら策定するものでございます。</p> <p>本計画素案につきましては、平成29年7月に示された介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）等や、平成29年12月末に示された平成30年度介護報酬改定についての概要を踏まえ、各種会議において御意見をいただきながら作成したものでございます。</p> <p>本計画の開始期間が平成30年度からであるため、3月末までに策定する必要がありますことから、早期に素案としてとりまとめたものですが、パブリックコメントの募集期間につきましては、やむを得ず14日間となったものでございます。</p>

★ 地域包括支援センターの管轄地域や日常生活圏域について

3件

地域包括支援センターの管轄地域と居場所マップの地区ブロック名の違いについて	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>素案11頁【地域包括支援センターの管轄地域】で、(中央)を中央西・中央東に分割し、高齢者居場所マップ（平成29年3月）の目次7頁・同36頁では、(中央)を「北ブロック編」と記載し、44頁に「中央ブロック編」とある。この齟齬を説明・修正下さい。</p>	<p>地域包括支援センターの管轄地域につきましては、市内を小学校区よりやや広い中学校区程度に区分した19の日常生活圏域を基に設定しております。また、その名称につきましては、市民の皆様によく認識されており、圏域を示すものとして適切であると判断したことから、基本的に中学校名を使用しております。なお、中央につきましては、人口を勘案し、二分することとしたため、中央東及び中央西という名称を使用いたしました。</p> <p>一方、高齢者居場所マップのブロック分けにつきましては、日常生活圏域ではなく、44の地域コミュニティ協議会のブロック分けに基づき設定しているため、日常生活圏域とは異なる名称となっているものでございますが、御意見の趣旨も踏まえ、今後、市民の皆様により分かりやすいものとなるよう、名称等について検討してまいりたいと存じます。</p>

日常生活圏域「中央西」「中央東」の名称について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>(中央)を東西に分割した根拠が中学校区を基本として日常生活圏域を設定したようですが、(中央)の東西とも地区名に記載した中学校名・小学校名が存在していると限らず、旧態依然とした地域名に固執しなければならない理由・根拠を説明下さい。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、市内を小学校区よりやや広い中学校区程度に区分した19の日常生活圏域を設定しております。また、その名称につきましては、市民の皆様に広く認識されており、圏域を示すものとして適切であると判断したことから、基本的に中学校名を使用しております。なお、中央につきましては、人口を勘案し、二分することとしたため、中央東及び中央西という名称を使用いたしました。</p>
日常生活圏域「中央西」「中央東」内に属する町名の記載について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>(中央)の地区名にこだわるのであれば、例えば亀阜(亀岡町・中央町・番町の一部・宮脇町・中新町・天神前・茜町)、二番丁(番町の一部・浜ノ町・扇町)などの、現存する町名を別途加筆して頂きたい。中央町・中野町・紺屋町・磨屋町・兵庫町・古新町等は町名から地区名が分からないので、地域包括支援センター・地域包括ケア推進室に高齢者が尋ねに行かなければならず、役所の仕事量を増やすうえ、住民不在の分類となっている。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、資料編に、各日常生活圏域に属する地区名及び町名の一覧を記載することといたします。</p>

★地域包括ケアシステムの推進に関するものについて

7件

施設整備数の増加について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>高齢者が地域で暮らせる施策を拡充しようとしている一方で、施設整備数も増やしている。加齢・身体状態の悪化等、理由はそれなりに想像出来るが、その理由を市民に解りやすく、記載する必要があると思う。</p>	<p>御意見のとおり、施設整備数の増加につきましては、高齢者数の伸びや、要介護認定者のうち一人暮らしの中重度の認定者数等のほか、香川県が策定する地域医療構想や、国における介護離職ゼロの実現に向けた政策的方針への対応等を考慮したことによるものでございます。</p> <p>その考え方につきましては、第Ⅲ部第4章「介護保険事業の円滑な運営」(計画素案 P151～168)において、紙面の都合上、可能な範囲で記載に努めたものがございます。</p>

介護人材の確保、養成、労働環境・待遇の改善について（2件）	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>在宅にしる、施設介護にしる、介護の担い手の問題はとても重要です。老老介護の問題、家族の誰かが犠牲になるような問題を解決するためにも、専門家の支援が欠かせません。</p> <p>一方、現場が、低賃金、重労働で、人材確保がままならないようではどうにもなりません。人間としての尊厳ある働き方があってこそ、介護される側も最後まで人間らしい人生が送れると思います。人材確保、人材養成、労働環境の改善に向けて、計画の中でも重要課題として取り組んでください。</p>	<p>2025年を目途とする地域包括ケアシステムの構築に向けたサービス提供体制を確保するためには、専門職によるサービス提供は不可欠であり、その人材確保と資質向上が大きな課題となっております。</p> <p>このため、本市では、事業者介護職員処遇改善加算の適切な運用を促し、賃金改善に努めるとともに、県と連携しながら、仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等の取組を推進します。</p> <p>第7期計画においては、県と連携し、職場環境の改善を目的として、介護人材キャリアアップ研修を実施するほか、業界全体のイメージアップや労働環境改善の推進に向けて、事業者間が連携協力しながら一体的に取り組むことができるよう、組織づくりを支援します。</p>
<p>働く人の人員、待遇の改善がないと、十分に対応できないと思います。</p>	
高齢者の在宅生活を可能にするための体制づくり・拠点づくりについて	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯も増えていきますし、在宅でも暮らし続けるのを可能にするためには、医療との連携、24時間対応の体制が欠かせません。在宅医療、介護、訪問看護、定期巡回などの需要に応えられるような、体制づくり、拠点作りを、計画的に進めていかなければならないと思います。</p>	<p>中重度の在宅療養者等が増加していく中で、一人暮らし高齢者や介護者の負担を軽減し要介護者の在宅生活の継続を可能にするためには、医療と介護の連携を図りながら、複数のサービス機能を一体的に提供する包括的サービスのほか、訪問サービスに看護を組み合わせた包括的サービスの整備を進めていくことが重要であると考えます。</p> <p>このため、本市では、日常生活圏域ごとに、「通いを中心とした包括的サービス拠点」として小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を、「訪問介護・看護の包括的サービス拠点」として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を引き続き進めてまいります。</p> <p>第7期計画においては、小規模多機能型居宅介護1か所、看護小規模多機能型居宅介護1か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護2か所の整備を計画しております。</p>

民間活力の活用等におけるプライバシーや人権等への配慮について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>民間活力の活用や、地域ぐるみの取組など、市の財政事情はわかりますが、プライバシーや人権等に配慮した取組が必要だと思います。</p>	<p>御意見のとおり、支援の主体が公的機関であるか、地域住民等の民間活力であるかを問わず、サービス利用者のプライバシーや人権については、最大限尊重されなければならないものであると存じます。</p> <p>平成 26 年の介護保険法改正により「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」が創設され、高松市においても、平成 28 年 10 月から、地域住民等の多様な主体によるサービス提供を支援・推進しておりますが、従事者等を対象に市が実施する研修においては、生活援助の方法のほか、個人情報の保護や守秘義務、利用者の意思の尊重等についても指導しているところでございます。</p> <p>今後におきましても、利用者が安心してサービスを利用することができるよう、従事者への助言や指導を行ってまいりたいと存じます。</p>
地域包括支援センターの整備及び職員体制について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの整備を、居住地の身近にするために、中学校区に一箇所という目標があるはずですが、計画ではどうなっているのですか？また、センターの設置場所については、できるだけ公共交通機関の便も考えて欲しいです。</p> <p>計画には、機能強化するとありますが、職員体制について、具体的な整備計画はありますか？真に利用者の立場に立った対応をして欲しいので、安易に民間委託するのではなく、ケアマネなどの人材確保を含めて、市が責任を持って進めて欲しいです。</p>	<p>現在のところ、地域包括支援センターを中学校区に 1 か所整備するという計画はございませんが、市内 7 か所のサブセンターについては、地域行政組織再編計画により、所管区域内の公共交通網や道路状況を勘案しながら順次整備しております「総合センター」内への移転を進めており、移転後は、公共交通機関の利便性についても向上するものと存じております。</p> <p>また、地域包括支援センターでは、本年 2 月 1 日現在で、正規職員 33 人、非常勤嘱託職員 77 人が在籍し、高齢者の日常生活に関する総合相談支援を始め、高齢者の権利擁護、介護予防ケアマネジメントのほか、介護予防事業、認知症に関する取組等を行っております。</p> <p>今後は、高齢者の増加に伴い、相談件数やケアマネジメント件数のほか、一人暮らしや認知症の高齢者の増加も見込まれるため、これらに適切に対応できる人員体制を確保する必要があるものと存じております。</p> <p>このようなことから、今後におきましても、必要に応じて、ケアマネジャー等の募集による人材確保に取り組むとともに、職員及び民間の居宅介護支援事業者に対し、経験レベルに応じた研修を実施するなど、職員等のスキルアップに努め、利用者の立場に立った適切な対応ができるよう、責任を持って進めてまいりたいと存じます。</p>

居場所づくり事業について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>居場所づくりについてですが、お金は出さないまま地域コミュニティに押しつけている実態があると聞いています。必要な経費については、公的資金を投入すべきではないでしょうか。財政計画の中にきちんと入れるべきと思います。</p>	<p>高齢者居場所づくり事業につきましては、活動回数に応じて、運営に係る経費（運営助成金）として年間2万円から7万円を助成しているほか、子どもとの交流を行っている居場所に対しては、運営助成金に加算（子どもとのふれあい加算）をし、各居場所の運営を支援しているところでございます。</p> <p>今後におきましても、運営に係る経費の助成をできる限り継続していくとともに、各居場所の活動について、一定の質を確保しながら持続することが可能なものとなるよう、支援してまいりたいと存じます。</p>

★公共交通機関等の充実について 6件

歩行空間のバリアフリー化の推進について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>非常に重要な「歩行空間のバリアフリー化を推進」の具体的な内容が全くないように読める。</p> <p>これまでの自動車優先政策に加えて、歩行者は自転車にも脅かされているし、傾いていない歩道や凸凹道路でない場所等は探さなければ見つからない。歩行者を犠牲にする政策を根本から反省し、高齢者・障がい者・子どもの視線から歩行空間を抜本的に作り直していく計画・実現目標を今こそ示さなければならない。</p> <p>本気でコンパクトシティをつくるつもりならば、従来、各課まかせにしてきた道路課題を一段高い位置づけにして、歩行者優先の計画を基本に、自転車と自動車が生産できるサイクルエコシティにしていく必要がある。歩道に自転車を押し込むのではなく、車道を安心して自転車が走れる構造へと改革して、歩道は安全かつバリアフリーな歩行空間にすべきである。加えて、トータルな都市計画として、高齢者の徒歩圏内に、暮らしに必要な商店が配置されないとリアルなコンパクトシティとは言えない。移動販売や、ネット宅配も活用せざるを得ないが、【徒歩圏内】で生活できることにポイントを置いた計画をイメージしていくべき。</p>	<p>歩行空間のバリアフリー化につきましては、「高松市交通バリアフリー基本構想」において定められた、本市中心部の特定経路に重点を置き、歩道の勾配の改善や段差の解消、点字ブロックの設置等に取り組んでいるところでございます。</p> <p>一方、自転車は車両として車道での通行を基本としながらも、高齢者や幼児等の安全を確保する観点からも、自転車歩行者道の確保は重要であると存じます。こうしたことから、「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」に基づき、五番町西宝線の自転車道の整備を始め、菊池寛通り等の自転車走行指導帯の設置に取り組むなど、歩行者、自転車、自動車の分離を図り、安全性の確保に努めているところでございます。</p> <p>また、本市におきましては、人口減少、超高齢社会の到来を見据え、将来都市像として集約型の都市構造を掲げており、この度、策定いたします立地適正化計画において、居住誘導区域とともに都市機能誘導区域を定め、一定の人口がまとまることにより、生活利便施設や公共交通が維持・確保できる、徒歩圏で暮らせるまちづくりを目指しているところでございます。</p> <p>なお、御意見の趣旨を踏まえ、第Ⅲ部第3章「2 公共交通サービスの充実」内、「② 公共交通機関等のバリアフリー化」（計画素案 P142）に、歩行空間のバリアフリー化の推進に向けて取り組んでいるものについて、追記することといたします。</p>

公共交通サービスの充実について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>公共交通サービスの充実について、ゴールド IruCa 施策は大変良いと思います。まだまだ知られていませんし、高齢運転者の交通事故防止のためにも公共交通利用促進の意識付けが必要です。普及率目標をもっと高くして、あらゆるところで周知して欲しいです。</p>	<p>高齢者公共交通運賃支援制度（ゴールド IruCa）の周知については、ホームページやチラシを活用するほか、市政出前ふれあいトークなど、あらゆる機会を捉えて普及活動を行っているところでございます。</p> <p>また、来年度から、過度に自動車に依存した状態から公共交通への転換を促していく、いわゆる「モビリティ・マネジメント」の実施により、公共交通機関の利用促進及び周知・啓発に努めることとしており、それらに合わせて、ゴールド IruCa 制度の説明を行うなど、公共交通の利用促進に取り組んでまいりたいと存じます。</p>
圏域・地域の実態を踏まえた公共交通機関の利用促進及び移動環境の充実について（４件）	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>安全で住みよい環境づくりの推進における高齢者交通安全対策について、交通環境〔ハード面・ソフト面〕の整備・充実を図る、圏域・地域に応じた多面的具体策の詳細検討が必要と考える。</p>	<p>本市においては、少子・超高齢社会においても、持続可能な都市経営を目指し、コンパクトに集約されたまちを公共交通でつなぐ、いわゆる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりに取り組んでいるところでございます。その推進に当たっては、公共交通ネットワークを、市民の皆様幅広く利用される利便性の高いものに再編していくことが重要な課題であると認識しております。</p> <p>このため、平成 27 年 3 月に策定した「地域公共交通網形成計画」に基づき、新たな交通結節拠点として、ことでん琴平線に 2 つの新駅を整備するとともに、これら新駅を拠点として幅広くサービスが充てられるよう、現行バス路線の再編に取り組んでいるところでございます。</p> <p>しかしながら、鉄道と路線バスで市全域をカバーすることはできないことから、公共交通空白地帯などにおける公共交通ネットワークを維持・確保していくためには、地域住民の皆様の積極的な利用や関わりが不可欠でございます。</p> <p>このため、コミュニティバス等の運行に係る支援制度の活用など、地域での望ましい公共交通の在り方について議論をいただくとともに、本市といたしましても、それぞれの地域の実情に即した、適切な支援に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>なお、高齢者の外出支援につきましては、要介護認定を受けた市民税非課税の高齢者を対象に、タクシー助成券を交付し、料金の一部を助成しているほか、介護保険制度の訪問介護サービスの中で、要介護認定を受けた方の通院等のために、通院等乗降介助（いわゆる「介護タクシー」）を行っているところでございます。</p>
<p>公共交通サービスの充実における公共交通機関の利用促進及び移動環境の充実について、運賃半額事業・バリアフリー化に加えて、圏域・地域の実態を踏まえた交通網の整備と、利便性の視点・観点から、コミュニティバス・乗合いタクシーの運行等の具体的検討と実施が重要課題と考える。</p>	
<p>ゴールド IruCa はよい取組だと思いますが、公共交通機関の充実及び自宅から駅・バス停までの交通手段を細かく配置する必要があると思います。（例えば乗合タクシーやマイクロバス）</p>	
<p>居住地がバスも電車も不便で、利用できない人も多いです。そういう方達の外出支援も必要ではないでしょうか？タクシーの活用、タクシーと電車、バスとの連携で自由な外出が可能となるような施策を進めて欲しいです。具体的には、公共交通機関のバリアフリー化はもちろんです、高齢者タクシー割引制度（免許返納者だけでなく）、介護タクシー、福祉タクシーの普及等です。</p>	

避難行動要支援者名簿の取扱いについて	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>災害時の支援体制の充実における避難行動要支援者名簿の取扱いについて、個人情報の保護・人権の擁護の観点からどう対応するかの詳細検討が必要と考える。</p>	<p>避難行動要支援者名簿に記載された情報は、要支援者に関する身体状況や避難支援者に関する情報等、極めて秘匿性の高い情報を含むものとなりますことから、本市におきましては、名簿登録の際には、登録希望者から、地域支援組織への個人情報提供の同意を得た上で登録を行っております。</p> <p>また、地域支援組織に名簿を提供する際に、高松市個人情報保護条例に基づく避難行動要支援者名簿の適正な取扱いに関する誓約書を提出していただいております。</p> <p>今後とも、地域支援組織に対して十分な説明を行うなど、個人情報の保護と、名簿の有効な活用について、周知啓発を行ってまいりたいと存じます。</p>
「高松市立みんなの病院」について	
御意見（要旨）	市の考え方
<p>「高松市立みんなの病院」について、医療機関としての位置づけがはっきりしない。明確にしてほしい。</p> <p>名称が「みんなの病院」である以上、市民誰もがいつでも受診できる病院でなければならない。一次医療（かかりつけ医外来診療）・二次医療（重症患者診療）・三次医療（高度医療・先端医療による重篤患者診療）の機能を備えた病院であるべきと思う。</p> <p>また、「みんなの病院」が開院すれば夜間診療所及び休日当番医は廃止し、「みんなの病院」に収斂すべきと思う。</p> <p>「みんなの病院」の詳細全体像について、広報たかまつ等により、情報提供をしてほしい。</p>	<p>仏生山町に建設中の新病院「高松市立みんなの病院」（以下「みんなの病院」といいます。）につきましては、急性期病院として二次医療を中心に、必要に応じ一次医療を提供するとともに、三次医療機関との連携を図るなど、地域の医療機関との機能分担と連携を、より一層強化することとしております。</p> <p>休日や夜間における救急患者の受入れにつきましては、その容態や距離に応じた適切な対応、また、医師や医療スタッフの確保・維持等の面から、みんなの病院だけでの対応では十分な医療を提供することができないため、医療圏全体での対応が不可欠でございます。</p> <p>また、開院日や診療内容等、みんなの病院についてお知らせできる内容につきましては、随時、ホームページや広報たかまつなどを通じて、お知らせすることとしております。</p>